

## 【第 12 問】

被告人 X は、平成 23 年 12 月 2 日午前 9 時ごろ、ギャンブルによる多額の負債を抱えた Y に自宅にて、「パチンコをうちにいく金がほしいのだが、手っ取り早く金が手に入る方法はないか。」と持ち掛けられた。X もそのころ借金を抱えていたことから、金が必要だった。そこで、最近宝くじを当てたと噂を聞いた A の家に盗みに入ろうと思いついた。しかし、自身の運動神経が鈍いこともあり X は、「盗みにはお前 (Y) が行ってくれ。その代わり利益の山分けに関してはお前が 3 分の 2、俺が 3 分の 1 でいい。」と言い Y もこの条件に賛成した。その後 X、Y は A 宅への窃盗の計画を綿密に立てた。その際、X は Y があきらめの悪い性格だと知っていたことから、「金はほしいが、うまくいかなかったら戻って来いよ。」と伝えた。同日午後 11 時、Y は A 方への侵入を開始するため、A 家の裏口のカギを破壊しようとした。だがそのとき裏口の方に誰かがやってくる気配がし、見つかるはずだと思った Y はやむなく侵入を断念した。しかしこのまま帰るのは、なんの成果も上がっていないことから納得ができず、A の隣家である B 雑貨店に空き巣に入ることを決意した。同日午後 11 時半、B 雑貨店の裏口が開いていることを確認しそこから侵入したところ、B 雑貨店の店主に見つかり、持っていた折り畳みナイフで脅し 50 万円を強取するに至った。このとき X 及び Y の罪責を答えよ。

参考判例：最高裁昭和 25 年 7 月 11 日第三小法廷判決